

## 「詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての建議」の実施状況報告等において説明願いたい事項

建議事項（平成 25 年 8 月 6 日）	実施状況報告（消費者庁・警察庁・金融庁・総務省・法務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省）（平成 26 年 2 月）	確認したい事項
<p>1. 詐欺的投資勧誘に関する民事・行政・刑事にわたる関係法令の執行強化及び制度整備（建議事項 1-1）</p> <p>消費者庁及び警察庁は、詐欺的投資勧誘による被害の発生・拡大防止を図るため、以下の関係法令の執行強化に向けた措置を講ずること。</p>		
<p>（1）警察庁は、未公開株、社債、集団投資スキーム持分等の取引やこれらの被害からの救済を装う悪質な利殖勧誘事犯に対し、引き続き重点的な取締りを推進すること。その際、警察庁及び消費者庁は、都道府県警察と都道府県における消費者行政部局との一層の連携及び自治体間の連携の強化を推奨すること。</p>	<p>&lt;警察庁&gt; 建議事項 1-1（1）について 警察庁では、利殖勧誘事犯の取締りを推進しており、平成 25 年中には 37 事件、189 人を検挙しているが、利殖勧誘事犯の被害を更に減少させることを目指し、引き続き、同事犯の取締り及び関係機関・団体から提供を受けた被害相談情報の活用を推進していくこととしている。</p> <p>&lt;消費者庁&gt; 建議事項 1-1（1）について 消費者庁では、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）に基づく注意喚起を行う際、事案に応じて都道府県に対し、警察にも相談を促す旨の働きかけを行うことで、警察と消費者行政部局との連携を推進している。</p> <p>地方公共団体間の連携の強化のため、独立行政法人国民生活センターでは、PIO-NET により、全国の消費生活センター等で受け付けた消費生活相談の内容を各地方公共団体へ提供し、全国の消費生活相談において参照できるようにしており、相談件数が急増する傾向にある事業者や商品・サービスなどの情報については、消費生活相談早期警戒システム（PIO-ALERT）によりいち早く提供している。さらに、地方公共団体間の情報共有の早期化に資するよう、平成 27 年度に実施予定の PIO-NET 刷新においては、仮登録の仕組みの導入、入力項目の削減等を行い、消費生活相談情報の登録・提供の迅速化等を図ることとしている。</p> <p>特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「特定商取引法」という。）に関しては、従前から消費者庁の「特商法・割販法執行 NET」（※1）により、調査情報及び執行事例等について、関係各機関との共有を図っており、各機関による重複調査を回避することに加え、各機関による情報共有によって、合同調査等を行うことを可能にしている。また、執行強化に向けた情報交換の場として、地域ブロックごとに定期的に、消費者庁・各経済産業局と管轄都道府県の執行担当部署の責任</p>	<p>&lt;対警察庁&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利殖勧誘事犯の取締りとして「平成 25 年中には 37 事件、189 人を検挙」したとあるが、平成 24 年中の実績を説明願います。</li> <li>○ 「関係機関・団体から提供を受けた被害相談情報の活用を推進」するとしているが、どのような情報をどのように活用しているか、主な実例を説明願います。</li> </ul> <p>&lt;対消費者庁&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定商取引法に関し、「執行強化に向けた情報交換の場として、地域ブロックごとに定期的に」行っている情報交換・意見交換について、平成 25 年度の実績（具体的な地域、回数等）を説明願います。</li> <li>○ i) 「特商法・割販法執行 NET」、ii) 地域ブロックごとの定期的な情報交換・意見交換、iii) 消費者庁又は経済産業局による個別の事案ごとの相談、及び iv) 「情報検討ネットワーク」について、特定商取引法の執行面における効果を、どのように測定し、どう評価しているのか、説明願います。</li> </ul>

<p>建議事項（平成 25 年 8 月 6 日）</p>	<p>実施状況報告（消費者庁・警察庁・金融庁・総務省・法務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省）（平成 26 年 2 月）</p>	<p>確認したい事項</p>
	<p>者が、悪質商法・事業者の傾向や相談内容などについて情報交換・意見交換を行っている。このほかに、消費者庁又は経済産業局が個別の事案ごとの相談に応じており、都道府県による執行に積極的な協力を行っている。</p> <p>地方の消費生活センター相談員を構成員とする消費者庁の「情報検討ネットワーク」（※2）においても、情報交換を密に行うことにより、地方公共団体間の連携を推進している。</p> <p>（※1）特定商取引法等の執行を担当している各機関が行っている調査情報や、過去に行われた行政処分等の執行事例等を関係各機関が検索、閲覧することができるデータベース。これにより各機関における厳正な法執行、執行の効率化、執行機能の強化等が図られている。</p> <p>（※2）現場の相談員を中心に構成したメンバーにより、電子掲示板や情報交換会を通じて様々な情報交換や意見交換を行うことで、財産被害の未然防止、拡大防止を目指すもの。</p>	
<p>（2）消費者庁は、詐欺的投資勧誘に係る事案のうち、外観上は「権利取引」であっても、実態が手数料等を徴収する販売代行等である場合のように特定商取引法の規制対象となる「役務取引」に対し、同法を適切に執行すること。また、消費者庁は、当該執行実績を取りまとめ、都道府県に周知するとともに、個別の事案に係る都道府県からの問い合わせに対し、明瞭かつ具体的な形で技術的助言を行うことにより、都道府県による同法の適切な執行を支援すること。</p>	<p>＜消費者庁＞  <b>建議事項 1-1（2）について</b>  外観上は「権利取引」であっても、実態が手数料等を徴収する販売代行等を行うような事例については、販売代行という役務の提供として特定商取引法の規制の対象となると考えられる。平成 24 年 6 月 19 日に処分したやよいトレード株式会社の事案は、「CO2 排出権」の店頭デリバティブ取引に関する役務提供と捉えて、行政処分を行ったものである。本件事案についての問合せが都道府県より寄せられており、それらについて迅速かつ丁寧に対応してきたところである。</p>	<p>＜対消費者庁＞  ○ 特定商取引法の執行に係る都道府県に対する支援策について、今後どのように対応していく方針であるか、説明願います。</p>
<p>（3）消費者庁は、消費者安全法に基づき、詐欺的投資勧誘に係る事案においても、消費者への注意喚起や事業者に対する勧告・命令等の措置を適切に講ずること。</p>	<p>＜消費者庁＞  <b>建議事項 1-1（3）について</b>  詐欺的投資勧誘においては特定商取引法や金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）等の関係法令の隙間を狙った事案も多いことから、こうした事案を含むいわゆる「隙間事案」に対応するため、多数消費者財産被害事態に係る事業者に対する勧告及び命令の権限に係る規定が導入された改正消費者安全法（平成 25 年 4 月 1 日施行）に基づき、施行の日より平成 26 年 2 月末までに 6 件の注意喚起及び 2 件の勧告を行った。</p>	<p>＜対消費者庁＞  ○ 注意喚起及び勧告を行った事例について、効果（その後の事業者の対応等）について、説明願います。</p>
<p>（4）消費者庁及び警察庁は、特定商取引法の執行力強化のため、地方自治体及び都道府県警察に対し、同法執行担当部局における都道府県警察との人的交流や弁護士等の専門家との連携等の取組を進めるよう推奨すること。</p>	<p>＜消費者庁＞  <b>建議事項 1-1（4）について</b>  消費者庁では、「地方消費者行政の充実・強化のための指針」（平成 24 年 7 月 12 日）において、地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への提言をまとめ、その中で、都道府県警察から執行担当部署への職員（警察OBを含む。）の受</p>	<p>＜対消費者庁＞  ○ 警察OBを非常勤職員等として採用している場合の人数と、県警等との人事交流を行っている場合の人数の内訳を説明願います（都道府県全体及び政令指定都市全体）。</p>

<p>建議事項（平成 25 年 8 月 6 日）</p>	<p>実施状況報告（消費者庁・警察庁・金融庁・総務省・法務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省）（平成 26 年 2 月）</p>	<p>確認したい事項</p>
	<p>入れにより執行体制を強化することや、執行担当者の法解釈や事実認定などの能力を高めていくために弁護士などの専門家との連携を図ることについて推奨しており、「地方公共団体における消費者教育の事例集」（平成 25 年 6 月 28 日）においても、他の都道府県等の新たな取組の参考となるよう、全国から収集した取組事例を紹介し、情報提供を行っているところ。</p> <p>平成 25 年度の現況調査によれば、都道府県及び政令指定都市の消費者行政担当者が警察OBを非常勤職員等として採用している場合や、県警等との人事交流を行っている場合の人数は 141 名となっている（都道府県 109 名、政令指定都市 32 名）。</p> <p><b>&lt;警察庁&gt;</b>  <b>建議事項 1-1-(4) について</b>          警察庁では、特定商取引法違反等に係る被害の予防及び被害拡大防止を図るため、全国会議等において消費者行政部局への警察職員の出向・派遣といった人事交流や弁護士等の専門家との連携を推進するよう都道府県警察に奨励している。</p>	<p>○ 警察OBを非常勤職員等として採用している場合、及び県警等との人事交流を行っている場合において、実際にどのような仕事や役割を担ってもらっているのか、説明願います。</p> <p>○ 地方自治体における弁護士等の専門家の活用状況の実績を説明願います。</p> <p><b>&lt;対警察庁&gt;</b>          -</p>
<p><b>（建議事項 1-2）</b>          消費者庁は、詐欺的投資勧誘による被害の発生・拡大の防止及びその回復を図るため、以下の制度整備に向けた措置を講ずること。</p>		
<p>（1）電話等を端緒とした不意打性の高い取引形態において、欺瞞的権利取引により、深刻な消費者被害が多数生じているとの実態に鑑み、特定商取引法における指定権利制の在り方又はこれと類似の制度の整備について検討を行うこと。</p>	<p><b>&lt;消費者庁&gt;</b>  <b>建議事項 1-2（1）について</b>          詐欺的投資勧誘への対応として特定商取引法における指定権利制を撤廃することについては、法制面、実行面の双方から、慎重に検討していく必要があり、消費者庁の見解は本件建議の別紙 2 「特定商取引法の指定権利制の廃止に関する論点」に対する消費者庁の考え方」（※）において明らかにしているところ。</p> <p>本指摘にあるような消費者被害への対応に当たっては、こうした事案を含むいわゆる「隙間事案」に対応するため、多数消費者財産被害事態に係る事業者に対する勧告及び命令の権限に係る規定が導入された改正消費者安全法（平成 25 年 4 月 1 日施行）に基づき、施行の日より平成 26 年 2 月末までに 6 件の注意喚起及び 2 件の勧告を行った（再掲）。同法附則において、施行後 5 年を経過した場合に、施行の状況について検討を加えることとなっており、詐欺的投資勧誘に対する有効性についても検証を行い、必要に応じて、所要の措置を講じてまいりたい。</p> <p>また、本件建議にある、違法行為による財産の隠匿・散逸を防止するための制度の導入を含め、消費者庁に設置した「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」において議論が行われ、平成 25 年 6 月にその取りまとめを得たところであり、被害の状況や現行法令の執行状況を十分に踏まえ、優先順位をよく検討した上で、必要な分野についての法制的な制度設計を検討してまいりたい。</p> <p>（※）概要は以下のとおり。</p>	<p><b>&lt;対消費者庁&gt;</b>          ○ 特定商取引法における平成 20 年改正では、政令指定商品・役務制が廃止されているが、改正法の附則に基づく 5 年後見直し等において、指定権利制の在り方について検討されるのか説明願います。</p>

建議事項（平成 25 年 8 月 6 日）	実施状況報告（消費者庁・警察庁・金融庁・総務省・法務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省）（平成 26 年 2 月）	確認したい事項
	<p>① 詐欺的投資勧誘は存在自体が許されない詐欺行為であるにもかかわらず、訪問販売等の取引を公正にするために書面交付等のルールを定めている特定商取引法の規制に置いてしまうと、詐欺であっても一定のルールにさえ従えば、特定商取引法上その存在が許される取引になる、という誤ったメッセージを出すことになるおそれがある。</p> <p>② 詐欺的投資勧誘を行う者は、例えば一定の事業を同じ組織で継続して行っていくことなどには関心がないため、特定商取引法による業務停止命令等の行政処分をしても、その実効性の確保が期待できないと考えられる。</p> <p>以上のことから、詐欺的投資勧誘への対応としての特定商取引法の改正については慎重な検討が必要である。</p>	
<p>(2) 違法行為による財産の隠匿・散逸を防止するための制度の導入について検討を進めること。</p>	<p>&lt;消費者庁&gt;  <b>建議事項 1-2 (2) について</b>          違法行為による財産の隠匿・散逸を防止するための制度の導入を含め、消費者庁に設置した「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」において議論が行われ、平成 25 年 6 月にその取りまとめを得たところであり、被害の状況や現行法令の執行状況を十分に踏まえ、優先順位をよく検討した上で、必要な分野についての法制的な制度設計を検討してまいりたい（再掲）。</p>	<p>&lt;対消費者庁&gt;          ○ 違法行為による財産の隠匿・散逸を防止するための制度の導入について、いつの段階で優先順位を検討していくのか、具体的な検討時期はいつなのか説明願います。</p>
<p>(3) 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の成立に努め、同法が成立した場合には、その円滑な運用を図ること。</p>	<p>&lt;消費者庁&gt;  <b>建議事項 1-2 (3) について</b>          消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成 25 年法律第 96 号）は、平成 25 年 12 月 4 日に成立し、同月 11 日に公布された。現在、施行（公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日）に向け、制度の周知・広報活動や、政令、内閣府令、認定・監督の指針（ガイドライン）の策定などの準備活動を行っているところである。</p>	<p>&lt;対消費者庁&gt;          -</p>